

平成 31 年 3 月 25 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井上 俊夫
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

がん患者に係る要介護認定等の申請に当たっての特定疾病の記載等について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

がん患者に係る要介護認定等の申請に当たっての
特定疾病の記載等について（周知依頼）

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局老人保健課より都道府県介護保険
主管部あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のと
おり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関
係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲
覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

平成31年2月25日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦



がん患者に係る要介護認定等の申請に当たっての特定疾病の記載等について

(周知依頼)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、65歳未満のがん患者（第2号被保険者）が要介護認定等の申請をする際には、「末期がん」を特定疾病として記載する必要がありますが、記入しづらく利用が進まないとの指摘があり、「がん対策推進基本計画」（平成30年3月閣議決定）においても、「国は、要介護認定における「末期がん」の表記について、保険者が柔軟に対応できるような方策を検討する」と盛り込まれているところです。

これを踏まえ、今般厚生労働省より都道府県介護保険主管部局宛に、第2号被保険者が要介護・要支援認定の申請をするに当たっての特定疾病の名称の記入に係る取扱い等に関する事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今般厚生労働省より発出された事務連絡により、第2号被保険者が要介護認定等の申請をする際の特定疾病の名称の記入に当たっては、「末期がん」等の記載に限らず、単に「がん」と記載されたものであっても申請が可能となります。また、厚生労働省から都道府県介護保険主管部局に対しては、申請書に「がん」とだけ記載した方に対し保険者が特定疾病に該当するかを確認する場合であっても、「末期がん」等の表現ではなく、介護保険サービスを利用し得る状態であることを主治医に確認したかどうかを留めるなど、申請者の心情に配慮した対応を行っていただくよう依頼がなされております。（今般の事務連絡により「特定疾病」に該当する疾病に変更があったものではありません。）

なお、当該事務連絡においては、特定疾病に該当するかについては、介護認定審査会における審査及び判定に基づき判断するものであり、必ずしも、要介護認定等の申請を受理する時点において、特定疾病に該当するかどうかを申請者に確認する必要はない旨も記載されております。